

所得要件が緩和されました。※所得が児童扶養手当受給水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り引き続き対象者とします。

(令和6年度)

高等職業訓練促進給付金等事業

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に生活費を支給する制度です。また、修業期間の修了後、修了支援給付金を支給する制度もあります。

対象者は>

京都市内にお住まいの母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんで、次のすべてに該当する方

- ・ 20歳未満のお子さんを扶養していること。
- ・ 対象資格を取得するため、養成機関で6月以上のカリキュラムを修業すること。
- ・ 児童扶養手当を受給しているか、又は同様の所得水準であること。
(所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。)
- ・ 資格取得のための修業と就労又は育児の両立が困難であること。
- ・ 公共職業訓練制度における訓練延長給付や、求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

対象資格は>

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、歯科衛生士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師、以下に示す教育訓練講座【※】

【※】

- ・ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座 若しくは 特定一般教育訓練給付の指定講座
又は 一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）

※ 右記の二次元バーコードまたは下記のURLにアクセスいただくと、教育訓練給付制度（検索システム）で、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座かどうか確認することができます。URL : <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

<検索システム>



給付金の種類・支給期間・支給額は>

- ① 高等職業訓練促進給付金：修業期間中（上限4年）
 - ※ 支給申請を受け付けた月分以降を支給します。
 - ※ 修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月までの支給となります。
 - ※ 准看護師養成期間を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年分の給付金を支給します。
- ② 高等職業訓練修了支援給付金：修了後に1回のみ支給
 - ※ 修了日の翌日から30日以内に申請が必要です。（修了日当日の申請も可）
 - ※ 修業開始時と修了時ともに要件を満たしていた方に限ります。
 - ※ 訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成期間を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の修了日以降に修了支援給付金を支給します。

支給額	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
① 高等職業訓練促進給付金（括弧内：修業期間の最後の1年）	月額10万円（月額14万円）	月額7万500円（月額11万500円）
② 高等職業訓練修了支援給付金	5万円	2万5000円

申請に必要な書類は➤

- ・ 申請者、お子さん、その他同一世帯員のマイナンバーが分かるもの
 - ・ 養成機関の長による在籍を証明する書類（申請する月中に発行されたもの）
（児童扶養手当を受給していない場合）
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
 - ・ 申請者、その扶養している児童及び属する世帯全員の住民票の写し（省略のないもの）
（通信制を利用する場合）
 - ・ 就労していることを証明する書類（給与明細書の写し、健康保険証の写し等）
- ≪下記申請書等（区役所・支所にあります。）≫
- ・ 京都市高等職業訓練促進給付金等支給申請書
 - ・ 同意書（地方税関係情報の取得に係る）
 - ・ 養育費に関する申告書
 - ・ 他の受給の有無に係る申告書及び調査同意書
 - ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

注意事項➤

- ・ 働きながら資格取得を目指す場合等には通信教育の利用ができます（別途要相談）。
- ・ 高等職業訓練促進給付金等の支給は、1人につき1資格のみです。
※ ただし、准看護師養成期間を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年分の給付金を支給します。
- ・ 職業訓練の受給資格をお持ちの場合は、公共職業訓練制度の訓練延長給付や、求職者支援制度の職業訓練受講給付金の活用も御検討ください（詳しくはハローワークにお問合せください。）。
- ・ 一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。
※ ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）を受けられなくなります。
- ・ 高等職業訓練促進給付金受給中は、支給要件確認のために、下表のとおり定期的に必要書類をお住まいの区役所・支所に提出していただく必要があります。

確認事項	必要書類	提出月
在籍状況の確認	養成機関の長による在籍を証明する書類	4月、7月、10月、1月
進級の確認、単位取得の確認	養成機関の長による単位取得を証明する書類	毎年4月
所得区分の確認	所得区分に変更がある場合は、資格変更届 他	毎年7～8月

お問い合わせは、お住まいの区の保健福祉センター「子どもはぐくみ室 子育て推進担当」へ

区・支所	電話番号	区・支所	電話番号	区・支所	電話番号
北区役所	075-432-1284	山科区役所	075-592-3247	西京区役所	075-381-7665
上京区役所	075-441-5119	下京区役所	075-371-7218	西京区役所 洛西支所	075-332-9195
左京区役所	075-702-1114	南区役所	075-681-3281	伏見区役所	075-611-2391
中京区役所	075-812-2543	右京区役所	075-861-1437	伏見区役所 深草支所	075-642-3564
東山区役所	075-561-9350	右京区役所 京北出張所	075-852-1815	伏見区役所 醍醐支所	075-571-6392

※ 京北地域の方は京北出張所 保健福祉第一担当へ

・ 京都市情報館（高等職業訓練促進給付金等事業）

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000205786.html>

